



熊本県公報

号外 第14号

平成 28 年 3 月 7 日(月)

(毎週 火・金発行)

目次

規則

- 熊本県民事基本法による規則の利用及び提携する個人情報を確認する規則……………(市町村課) 1

規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県規則第7号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

第1条 本規則は、本法の施行に係る事務等の利用及び情報の一部を改正する。

は実施又は第6号から第9号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ア 要保護外国人

イ 現に第1号の保護を受けている外国人（以下「被保護外国人」という。）であった外国人

ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者

(4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行われる第1号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(6) 生活保護法第77条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(7) 生活保護法第78条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(8) 生活保護法第78条第2項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関（同法第49条の規定による指定を受けた医療機関をいう。）若しくは指定介護機関（同法第54条の2第1項の規定による指定を受けた介護機関をいう。）の開設者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人）又は指定助産機関若しくは指定施術機関（同法第55条第1項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(9) 生活保護法第78条第3項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。）若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

(5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなつたときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなつたときの療育手帳の返還の届出の受理、その届出に係る事実についての審査

第2条 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第1の3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「別表第1の1の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、国土調査法（昭和26年法律第18

0号)による同法第2条第1項第3号の地籍調査を実施する市町村が地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第20条に規定する現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第4条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の20の項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の19の項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第13項中「別表第2の13の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「別表第2の9の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「別表第2の8の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「別表第2の6の項」を「別表第2の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「別表第2の5の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

(1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第6条の2の資料の提出の求めを受けるべき者

- (2) 特定商取引に関する法律第7条の指示を受けるべき者
- (3) 特定商取引に関する法律第8条第1項の命令を受けるべき者
- (4) 特定商取引に関する法律第12条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (5) 特定商取引に関する法律第14条の指示を受けるべき者
- (6) 特定商取引に関する法律第15条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (7) 特定商取引に関する法律第21条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (8) 特定商取引に関する法律第22条の指示を受けるべき者
- (9) 特定商取引に関する法律第23条第1項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (10) 特定商取引に関する法律第34条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (11) 特定商取引に関する法律第36条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (12) 特定商取引に関する法律第38条第1項の指示を受けるべき者
- (13) 特定商取引に関する法律第39条第1項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (14) 特定商取引に関する法律第43条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (15) 特定商取引に関する法律第44条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (16) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示を受けるべき者
- (17) 特定商取引に関する法律第47条第1項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (18) 特定商取引に関する法律第52条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (19) 特定商取引に関する法律第54条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
- (20) 特定商取引に関する法律第56条第1項の指示を受けるべき者
- (21) 特定商取引に関する法律第57条第1項の指示を受けるべき者
- (22) 特定商取引に関する法律第58条第1項の指示を受けるべき者
- (23) 特定商取引に関する法律第60条第1項の調査を受けるべき者
- (24) 特定商取引に関する法律第66条第1項若しくは第2項(同条第6項においてこれら規定を準用する場合を含む。)の命令若しくは立入検査、同条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の命令又は同条第4項の報告の求めを受けるべき者

第4条第4項中「別表第2の4の項」を「別表第2の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者

(2) 不当景品類及び不当表示防止法第6条の命令を受けるべき者

(3) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の報告の徴収、命令又は立入検査を受けるべき者

第5条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項から第3項まで、第86条の4第1項、第2項若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれら規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項若しくは第8項の届出に係る

次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

- (1) 衆議院（小選挙区選出）議員の候補者
- (2) 参議院（選挙区選出）議員の候補者
- (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
- (4) 地方公共団体の長の候補者
- (5) 海区漁業調整委員会の委員の候補者

3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）による同令第81条（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙分会長
- (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。